



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2020年12月27日 No.268

「自宅待機(勤務免除)」の現段階における 労働時間の管理について労使で認識の一致をはかる！

東日本ユニオンは「自宅待機(勤務免除)」に関して、3度にわたる団体交渉を重ねてきましたが、交渉の都度、経営側の回答が二転三転したことから、9月11日に開催した申第38号の団体交渉における回答をもって「正式な回答」と労使で確認してきました。

しかし、団体交渉以降も「正式な回答」に基づいた労働時間および賃金処理が行われていない実態が存在していることから、12月25日に2019年度申第40号「申第38号の団体交渉を踏まえた『自宅待機(勤務免除)』に関する申し入れ」の団体交渉を開催し、あらためて現段階における労働時間の管理について認識の一致をはかりました。

<団体交渉における確認事項>

○自宅待機中に急遽、出勤の連絡を受けた場合は、その連絡を受けた時点で「自宅待機」は解除となるが、通勤時間も含め実労働開始まで「免除」として処理をする。

▼乗務員で9:00から16:10までの自宅待機(免除)の場合

- ・13:00に「15:00に出勤してください」と連絡を受けたときは、13:00時点で「自宅待機」は解除となる。この場合、更衣時間を含めて14:55から実労働時間となるが、9:00から14:55までを「免除」として処理する。
- ・13:00に「22:00に出勤してください」と連絡を受けたときは、16:10まで「自宅待機(免除)」とし、更衣時間を含めた21:55から実労働時間となる。なお、16:10から21:55までは勤務は終了している。

○自宅待機中に呼び出しを受けて勤務が発生した場合は、所定退勤時刻以降「所定労働時刻に達するまではA単価」それを超えた場合は「B単価」になる。

▼乗務員が9:00から16:10までの「自宅待機(免除)」中に15:00出勤の呼び出しを受けた場合

- ・更衣時間を含めて実労働時間開始の14:55から22:05までが所定労働時間。なお、16:10から22:05まではA単価超勤とし、所定労働時間を超えて実労働した時間はB単価超勤となる。
- ・22:00出勤の呼び出しを受けた場合は、21:55から所定労働時間に達する5:05までA単価超勤となる。

○乗務員勤務で呼び出しを受けたときの月間積算は、9:00から16:10までの自宅待機中に「15:00出勤」の呼び出しを受けて実労働した場合、14:55から16:10の1時間15分が月間積算として加算される。16:10以降は超過勤務となるので月間積算には加算しない。

○基礎労働日数は1日をカウントする。